

届 出 等 一 覧

NO. 1

事業・施設の種 類	届出等の内容	根 拠 法 令	提出書類	提出部数	提出期限	提 出 先	所 管 課	備 考
老人居宅生活支援事業	事業を開始する場合	老人福祉法第14条 (以下、「法」) 老人福祉法施行規則 第1条の9 (以下、「規則」)	様式第1号	正副 各 1部	事業開始の 2週間前(※)	指導監査・援護課	長寿介護課	
	次の事項を変更する場合 ・事業の種類及び内容 ・経営者の氏名及び住所(法人の 名称及び所在地) ・条例、定款その他の基本約款 ・職員の定数及び職務の内容 ・主な職員の氏名及び経歴 ・事業を行おうとする区域 ・施設又は住居の名称及び種類、 所在地及び入所定員又は入居定員 ・事業開始の予定年月日	法第14条の2 規則第1条の10	様式第2号		変更の日から 1月以内			
	事業を廃止・休止する場合	法第14条の3 規則第1条の11	様式第3号		廃止・休止の 1月前			
老人デイサービスセンター	施設を設置する場合	法第15条第2項 規則第1条の14	様式第4号		設置の1月前 (※)			
老人短期入所施設 老人介護支援センター	次の事項を変更する場合 ・施設の名称、種類及び所在地 ・建物の規模及び構造並びに設備の 概要 ・職員の定数及び職務の内容 ・主な職員の氏名及び経歴 ・事業を行おうとする区域 ・入所定員(老人短期入所施設) ・事業開始の予定年月日	法第15条の2第1 項 規則第3条の2	様式第5号		変更の日から 1月以内			
	施設を廃止・休止する場合	法第16条第1項 規則第4条の2	様式第6号		廃止・休止の 1月前			

(※) の提出期限は、あらかじめ提出することとされている書類について、提出の目途を示したものの。

事業・施設の種類	届出等の内容	根拠法令	提出書類	提出部数	提出期限	提出先	所管課	備考
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	市町村・地方独立行政法人が施設を設置する場合	法第15条第3項 規則第2条	様式第7号	正副 各 1部	設置の1月前 (※)	指導監査・援護課	長寿介護課	
	社会福祉法人が施設を設置する場合	法第15条第4項 規則第3条	様式第8号		設置の1月前 (※)			
	次の事項を変更する場合 ・施設の名称及び所在地 ・土地又は建物に係る権利関係・ 建物の規模及び構造並びに設 備の概要 ・施設の運営方針 ・職員の定数及び職務の内容 ・事業開始の予定年月日	法第15条の2第2 項 規則第4条	様式第9号		変更の2週間 前 (※)			
	施設長が変更した場合	届出要綱第11条	様式第10号		変更の日から 1月以内			
	市町村・地方独立行政法人 が施設を廃止・休止又は入 所定員を変更する場合	法第16条第2項 規則第4条の3	様式第11号		廃止等の1月 前			
	社会福祉法人が施設を廃止 ・休止又は入所定員を変更 する場合	法第16条第3項 規則第5条	様式第12号		廃止等の1月 前 (※)			

(※) の提出期限は、あらかじめ提出することとされている書類について、提出の目途を示したものの。

事業・施設の種類	届出等の内容	根拠法令	提出書類	提出部数	提出期限	提出先	所管課	備考
軽費老人ホーム (ケアハウスを含む。)	市町村、社会福祉法人が施設を設置する場合	社会福祉法 第62条第1項	様式第13号	正副 各 1部	設置の1月前 (※)	指導監査・援護課	長寿介護課	
	国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が施設を設置する場合	社会福祉法 第63条第2項	様式第14号		設置の1月前 (※)			
	市町村、社会福祉法人が次の事項を変更する場合 ・施設の名称及び種類 ・設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 ・条例、定款その他の基本約款 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・事業開始の予定年月日 ・管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 ・福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	社会福祉法 第63条第1項	様式第15号		変更の日から 1月以内			
	国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が次の事項を変更する場合 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・事業開始の予定年月日 ・福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法 ・財源の調達及びその管理の方法 ・経理の方針 ・経営者・管理者に事故があるときの処置	社会福祉法 第63条第2項	様式第16号		変更の1月前 (※)			

(※) の提出期限は、あらかじめ提出することとされている書類について、提出の目途を示したものの。

事業・施設の種類	届出等の内容	根拠法令	提出書類	提出部数	提出期限	提出先	所管課	備考
軽費老人ホーム (ケアハウスを含む。)	施設を廃止する場合	社会福祉法 第64条	様式第17号	正副 各 1部	廃止の1月前	指導監査・援護課	長寿介護課	
有料老人ホーム	施設を設置する場合	法第29条第1項 規則第20条の5	様式第18号		設置の1月前 (※)			
	次の事項を変更する場合 (軽微なものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・施設の名称及び設置予定地 ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ・条例、定款その他の基本約款 ・事業開始の予定年月日 ・管理者の氏名及び住所 ・施設において供与される便宜 ・建物の規模及び構造並びに設備の概要 ・建築基準法の確認 ・直近の事業年度の決算書 ・施設の運営方針 ・入所定員及び居室数 ・市場調査による入所者の見込 ・職員の配置の計画 ・入所者の費用負担の額 ・入居契約解除返還金の内容等 ・損害賠償額の定めの内容 ・医療施設との連携の内容 ・事業開始に必要な資金の額及びその調達方法 ・長期の収支計画 ・重要事項説明書の内容 	法第29条第2項	様式第19号		変更の日から 1月以内			

(※) の提出期限は、あらかじめ提出することとされている書類について、提出の目途を示したものの。

事業・施設の種類	届出等の内容	根拠法令	提出書類	提出部数	提出期限	提出先	所管課	備考
有料老人ホーム	施設を廃止・休止する場合	法第29条第3項	様式第20号	正副各1部	休廃止の1月前	指導監査・援護課	長寿介護課	

【定期的に報告が必要なもの】

事業・施設の種類	届出等の内容	根拠法令	提出書類	提出部数	提出期限	提出先	所管課	備考
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)	養護老人ホーム調査票 特別養護老人ホーム調査票 軽費老人ホーム調査票	法第18条第2項 社会福祉法第70条	様式第21号 -1~3	正副各1部	調査月の翌月10日	指導監査・援護課	長寿介護課	
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・介護サービス等の一覧表 ・直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表 	法第29条第9項	様式第22号		毎年7月末日			

(※) の提出期限は、あらかじめ提出することとされている書類について、提出の目途を示したもの。